

議案第 96 号

川崎市職員退職年金条例等を廃止する条例の制定について

川崎市職員退職年金条例等を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員退職年金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 川崎市職員退職年金条例（昭和 29 年川崎市条例第 39 号）
- (2) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額改定に関する条例（昭和 31 年川崎市条例第 23 号）
- (3) 昭和 28 年 12 月 31 日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額改定に関する条例（昭和 33 年川崎市条例第 20 号）
- (4) 平成元年 4 月分から同年 7 月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例（平成 2 年川崎市条例第 3 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市職員退職年金条例等を廃止するため、この条例を制定するものである。